

2022年8月5日

## 投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
**大和証券オフィス投資法人**  
執行役員 宮本 聖也  
(コード番号：8976)

### 第12回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、基本的な感染防止策の徹底にご協力お願い申し上げます。また、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2022年8月26日（金曜日）午前10時  
(なお、受付開始時刻は、午前9時30分を予定しています。)
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 18階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的事項：

#### 決議事項

第1号議案 規約変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-office.co.jp/>) に掲載いたします。
  - ◎新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-office.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社による「運用報告会」は、投資主の皆様のお場の滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主の皆様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は、書面によって行使することもできます。特にご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安のある方におかれましては、接触感染リスク低減のため、本投資主総会へのご来場をお控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようご協力お願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様を第一に、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況、行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染リスク低減の観点から、座席間隔を広くとる予定のため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内へのご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 役員、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で応対をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございます。
- 会場入口での体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱や咳などの症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付が混雑する場合があります。当日は、午前9時30分に開場いたしますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕をもってご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化や行政機関による指導・要望等によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせ等を本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-office.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約変更の件

##### 1. 規約変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定（これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行されますので、投資主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり規約変更を行うものです。
  - ① 投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです（変更案第9条の2第1項）。
  - ② 書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです（変更案第9条の2第2項）。
  - ③ 上記の変更に伴い、現行規約の定義語の定義位置を調整するものです（現行規約第34条第3項）。
  - ④ 上記①及び②の新設について、改正法の施行日である2022年9月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです。なお、本附則は効力発生後に削除するものとします（変更案第35条）。
- (2) 暦年の表記について和暦表記から西暦表記に変更を行うものです（現行規約第9条第3項、第15条及び制定・改訂履歴）。
- (3) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（変更案別紙2）。

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p><b>第9条 (招集)</b>            1～2. (記載省略)            3. 本投資法人の投資主総会は、平成28年8月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの8月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。            4. (記載省略)</p>	<p><b>第9条 (招集)</b>            1～2. (現行どおり)            3. 本投資法人の投資主総会は、<u>2016年8月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの8月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u>            4. (現行どおり)</p>
<p>(新設)            (新設)              (新設)</p>	<p><b>第9条の2 (電子提供措置等)</b>            1. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>            2. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><b>第15条（基準日）</b>  本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成28年5月末日及び以後隔年ごとの5月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする。</u>また、本投資法人が第9条第3項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者とする。</p>	<p><b>第15条（基準日）</b>  本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2016年5月末日及び以後隔年ごとの5月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする。</u>また、本投資法人が第9条第3項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者とする。</p>
<p><b>第34条（業務及び事務の委託）</b>  1～2.（記載省略）  3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）</u>（以下「<u>投信法施行規則</u>」という。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p><b>第34条（業務及び事務の委託）</b>  1～2.（現行どおり）  3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（<u>投信法施行規則第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。</u>）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第11章 附則</b></p> <p><b>第35条 (変更の効力発生)</b></p> <p><u>第9条の2の新設に係る変更の効力は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。本章は当該変更効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p>
<p><b>制定・改訂履歴</b></p> <p>制定 <u>平成17年</u> 7月 7日</p> <p>改訂 <u>平成17年</u> 9月 1日</p> <p>改訂 <u>平成17年</u> 9月 9日</p> <p>改訂 <u>平成19年</u> 6月27日</p> <p>改訂 <u>平成20年</u>10月31日</p> <p>改訂 <u>平成22年</u> 8月20日</p> <p>改訂 <u>平成24年</u> 8月20日</p> <p>改訂 <u>平成26年</u> 8月19日</p> <p>改訂 <u>平成28年</u> 8月19日</p> <p>改訂 <u>平成30年</u> 8月20日</p> <p>改訂 <u>平成30年</u>12月 1日</p> <p>(新設)</p>	<p><b>制定・改訂履歴</b></p> <p>制定 <u>2005年</u> 7月 7日</p> <p>改訂 <u>2005年</u> 9月 1日</p> <p>改訂 <u>2005年</u> 9月 9日</p> <p>改訂 <u>2007年</u> 6月27日</p> <p>改訂 <u>2008年</u>10月31日</p> <p>改訂 <u>2010年</u> 8月20日</p> <p>改訂 <u>2012年</u> 8月20日</p> <p>改訂 <u>2014年</u> 8月19日</p> <p>改訂 <u>2016年</u> 8月19日</p> <p>改訂 <u>2018年</u> 8月20日</p> <p>改訂 <u>2018年</u>12月 1日</p> <p>改訂 <u>2022年</u> 8月26日</p>
<p><b>別紙2</b></p> <p><b>資産評価の方法、基準及び基準日</b></p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p>	<p><b>別紙2</b></p> <p><b>資産評価の方法、基準及び基準日</b></p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 不動産対応証券  <u>当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>有価証券（別紙1（資産運用の対象）第4項第7号に定めるものに限る。）</u>  <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。また、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を用いるものとする。ただし、合理的な方法により算出された価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。</u></p> <p>(5) 金銭債権（記載省略）</p>	<p>(3) 不動産対応証券及び有価証券（別紙1（資産運用の対象）第4項第7号に定めるものに限る。）  <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(4) 金銭債権（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) <u>デリバティブ取引に係る権利</u>  <u>金融商品取引所に上場しているデリバ</u>  <u>ティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>は、当該金融商品取引所の最終価格</u>  <u>(終値、終値がなければ気配値(公表</u>  <u>された売り気配の最安値又は買い気配</u>  <u>の最高値、それらがともに公表されて</u>  <u>いる場合にはそれらの仲値))を用い</u>  <u>る。同日において最終価格がない場合</u>  <u>には同日前直近における最終価格を用</u>  <u>いる。</u>  <u>金融商品取引所の相場がない非上場デ</u>  <u>リバティブ取引により生じる債権及び</u>  <u>債務は、市場価格に準ずるものとして</u>  <u>合理的に算定された価額が得られれば</u>  <u>その価額とする。公正な評価額を算出</u>  <u>することが極めて困難と認められるデ</u>  <u>リバティブ取引については、取得価額</u>  <u>をもって評価する。</u>          上記にもかかわらず、一般に公正妥当          と認められる企業会計の基準・慣行に          よりヘッジ会計を認められるものにつ          いては、ヘッジ会計を適用できるもの          とし、さらに、金融商品に関する会計          基準に定める金利スワップの特例処理          の要件を充足するものについては、金          利スワップの特例処理を適用できるも          のとする。</p> <p>(7) <u>金銭等の信託受益権</u>  <u>信託財産を構成する各資産について上</u>  <u>記(1)乃至(6)及び下記(8)に従って評</u>  <u>価し、それらの合計額をもって評価す</u>  <u>る。</u></p>	<p>(5) <u>デリバティブ取引に係る権利</u>  <u>デリバティブ取引により生じる正味の</u>  <u>債権及び債務は、時価をもって評価す</u>  <u>る。</u>          上記にもかかわらず、一般に公正妥当          と認められる企業会計の基準・慣行に          よりヘッジ会計を認められるものにつ          いては、ヘッジ会計を適用できるもの          とし、さらに、金融商品に関する会計          基準に定める金利スワップの特例処理          の要件を充足するものについては、金          利スワップの特例処理を適用できるも          のとする。</p> <p>(6) <u>金銭等の信託受益権</u>  <u>信託財産を構成する各資産について上</u>  <u>記(1)乃至(5)及び下記(7)に従って評</u>  <u>価し、それらの合計額をもって評価す</u>  <u>る。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) その他の資産  上記(1)乃至(7)に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、決算期とする。ただし、第1項第3号及び第4号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については毎月末とする。</p>	<p>(7) その他の資産  上記(1)乃至(6)に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 資産評価の基準日は、原則として、決算期とする。ただし、第1項第3号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については毎月末とする。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員宮本聖也の任期は、本投資主総会の終結の時までとなっていますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書を適用し、選任される2022年8月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2022年7月21日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
さかい けいいち 酒井 恵一 (1960年6月15日生)	1983年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 入社 名古屋支店第二営業部
	1996年7月 同社 池袋西口支店長
	2000年5月 同社 高崎支店長
	2002年6月 同社 営業企画部長
	2003年6月 同社 本店エリアマネージャー 兼 本店長
	2006年4月 同社 執行役員 第二ユニット担当 兼 投資銀行第二部長
	2007年11月 同社 執行役員 営業担当 兼 投資銀行担当
	2009年4月 同社 常務執行役員 営業企画担当
	2011年4月 同社 常務執行役員 営業担当
	2012年4月 大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社) 取締役 兼 常務執行役員 マーケティング副本部長
	2016年4月 同社 取締役 兼 専務執行役員 マーケティング副本部長
	2018年4月 リテラ・クレア証券株式会社 執行役員 副社長
	2018年6月 同社 代表取締役社長
2021年6月 同社 顧問	
2022年3月 同社 退任	
所有する本投資法人の投資口数	なし

1. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

2. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第18条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第18条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2022年7月21日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
しのつか ゆうじ 篠塚 裕司 (1964年4月30日生)	1989年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)入社
	2009年6月 同社 経営企画部 部長
	2009年7月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 出向
	同社 代表取締役副社長 IR総合企画部長
	2009年11月 同社 代表取締役副社長 経営企画部長
	2011年4月 同社 代表取締役副社長 経営企画部長兼財務部長
	2012年10月 同社 代表取締役副社長 経営企画部長
	2012年12月 大和証券レジデンシャル・プライベート投資法人 執行役員
	2014年1月 日本ヘルスケア投資法人 執行役員
	2014年8月 同投資法人 執行役員 退任
	2016年4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 経営企画部長 転籍
	2017年4月 同社 代表取締役副社長 コーポレート本部長兼経営企画部長
2018年10月 大和ACAヘルスケア株式会社 取締役	

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
	2019年4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 コーポレート本部長 2019年8月 同社 取締役 グッドタイムリビング株式会社 代表取締役副社長 2021年4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 コーポレート本部長 (現任) グッドタイムリビング株式会社 取締役 (現任) 大和証券リアルティ株式会社 取締役 (非常勤) (現任)
所有する本投資法人の投資口数	なし

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長であります。また、グッドタイムリビング株式会社の取締役及び大和証券リアルティ株式会社（資産運用会社は同社との間でパイプラインサポート等に関する基本契約を締結しており、同社より物件情報の提供等を受けています。）の取締役（非常勤）です。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記の他、特別の利害関係はありません。
3. 上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員平石孝行及び佐久間宏の任期は、本投資主総会の終結の時までとなっていますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する同法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書を適用し、選任される2022年8月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職
1	えき だいすけ 恵 木 大 輔 (1977年3月21日生)	2003年10月 弁護士登録 石井法律事務所 入所 (現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし
2	いとう こういちろう 伊 藤 耕 一 郎 (1972年9月26日生)	1997年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 入 社
		2005年11月 税理士法人中央青山 (現PwC税理士法 人) 入所
		2009年7月 公認会計士登録
		2010年3月 税理士登録
		2011年5月 伊藤国際会計税務事務所 代表 (現 任)
		2017年2月 VISITS Technologies株式会社 監査 役 (現任)
		2018年6月 株式会社エス・エム・エス 取締役監査等委員
		2020年2月 アクトホールディングス株式会社 取 締役 (現任)
		2020年6月 地盤ネットホールディングス株式会社 監査役 (現任)
		2020年10月 モイ株式会社 監査役 (現任)
2022年6月 株式会社いい生活 取締役監査等委員 (現任)		
所有する本投資法人の投資口数	なし	



1. 上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
2. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 第12回投資主総会会場ご案内図

会場	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー 18階	
最寄駅	JR線 東京駅より（直結）	徒歩約1分
	丸ノ内線 東京駅より（地下直結）	徒歩約4分
	東西線 大手町駅より（地下直結）	徒歩約4分
	東西線・銀座線 日本橋駅より	徒歩約4分
	半蔵門線 三越前駅より	徒歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。